

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 28 年度第 1 四半期）
デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	27年度(あ)第48号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害の賠償を求める。 ・当社には、金利変動リスクに係るヘッジニーズはなかったが、B銀行に多額の借入残高があり、弁済期が半年後に迫っていたこと、B銀行担当者から借入金利の引き上げを示唆されていたこと等から、断り切れずに本件契約の締結に至った。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の借入状況や金利変動リスクに係るヘッジニーズを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行が、融資の継続や金利の引き上げを行わないこと等を条件として本件契約を勧誘した事実はない。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容やリスク等について、所定の資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理 和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 28 年1月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社は本件契約の勧誘を断り難い状況にあり、B銀行の勧誘方法に全く問題がなかったとまではいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 28 年4月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	27年度(あ)109号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害の賠償を求める。 ・当社は、不動産を購入するためにB銀行で借入を依頼し、その際に固定金利を希望する旨を伝えたところ、本件契約を勧誘され、締結に至った。 ・その後、本件不動産を売却して借入を全額返済した上で、本件契約を中途解約しようとして検討していたところ、B銀行担当者から、本件契約の中途解約には多額の解約清算金が発生することを伝えられた。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及びリスクについて説明を受けて理解していたものの、中途解約時に解約清算金がかかることについては一切説明を受けていない。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の金利変動リスクに係るヘッジニーズを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容やリスク、解約清算金等について、所定の資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理 あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成28年6月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件契約の中途解約時の解約清算金に関する説明の有無について当事者間の主張の隔たりが大きく、和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上